

第5章 大綱・基本方針

第1節 大綱

原城跡の史跡としての望ましい将来像を、次のとおり大綱として示す。

大 綱

1. 有馬氏により築かれた織豊系城郭ならびに島原・天草一揆の戦跡としての歴史を学び、体感できる場として整備し、適切な保存と後世への継承を図る。
2. 当地域の歴史はもとより、我が国の近世史に大きな影響を与えた歴史的舞台として調査研究に寄与し、当地域の歴史を学び、情報発信を行う拠点とする。
3. 世界の代表的な遺跡として、多くの人々が当地域の歴史や文化を感じられる憩いの場とする。
4. 原城跡を、地域の文化財や観光スポットとの連携ネットワークの中核とし、また世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産としての特性を活かし、関連資産等を有する自治体との協力も行いながら地域活性化に寄与する。

第2節 基本方針

上記の大綱に基づいて、原城跡の保存管理、活用、整備、運営・体制の基本方針を次のとおりとする。

1) 保存管理の基本方針

- ① 原城跡の本質的価値を構成する諸要素および保存活用に有効な諸要素の維持管理を適切に実施する。
- ② 保存管理の対象となる遺構や縄張り等について、発掘および文献資料等の調査を引き続き実施し、さらなる明確化を図る。
- ③ 現状変更等行為に対する取扱方針および基準を明示し、周知徹底と適切な運用を図る。
- ④ 原城跡の適切な保存管理と整備活用を図るため、土地の公有化を継続していく。

2) 活用の基本方針

- ① 原城跡の調査・研究の成果を積極的に公開していく。
- ② 原城跡の本質的価値を学校教育や生涯学習、社会体育の場において、有効な教育資源として活用する。
- ③ 原城跡の特性を活かし、地域振興等の分野において活用する。
- ④ 南島原市の代表な史跡、世界文化遺産の構成資産である利点を活かし、南島原市の代表的な観光資源としての活用を図る。

3) 整備の基本方針

- ① 保存のための整備を計画的に実施し、原城跡の本質的価値を将来に向けて確実に保存継承する。
- ② 原城跡の本質的価値を活かした活用のための整備を計画的に実施し、安全かつ快適な見学環境を整備する。学校教育、生涯学習、地域振興、観光振興等への貢献にも十分配慮した整備を実施する。
- ③ 整備効果を高めるため、史跡内の基本動線を設定する。

4) 運営・体制の基本方針

- ① 原城跡の適正な保存・活用・整備のために必要な運営及び管理体制を構築するとともに、必要な財源の確保を図る。
- ② 保存活用計画の推進にあたり、関係機関、庁内関係部局との連携、ならびに市民との協働の維持・強化に努める。